

2019年 第7回若手難民研究者奨励賞 応募要領

1. 奨励賞の趣旨

近年、日本における難民政策や制度は、第三国定住やシリア難民の受け入れをはじめとしていくつかの変化を遂げている一方、難民に関する研究者の広がりや発展途上であり、特に難民研究に取り組む若手研究者の人数は環境の制限もあり、いまだ限定的です。このような状況に鑑み、難民研究に関するすべての分野にかかわる独創的かつ先駆的研究を支援したいと考え、また新しい発想で複数領域にまたがる研究が生まれることにも期待して本奨励賞を実施します。

2. 奨励賞の目的

難民研究を志す若手研究者の有望な研究を奨励し成果の発表機会を提供することで、難民研究者の育成に寄与します。

難民研究を志すものであれば分野および対象地域は限定しません。

※ 難民研究とは、難民・無国籍問題及び強制移住等の研究を指します。

3. 奨励賞の概要

(1) 応募資格

イ. 原則として、一つのテーマとして独立した個人研究（但し、少人数グループによる共同研究も含む）を対象とします。

ロ. 完全公募制であり各研究者は自由に応募頂けますが、日本在住者を優先します。また成果論文は、難民研究フォーラム機関誌『難民研究ジャーナル』への掲載を想定しているため、日本語での作成とします。

ハ. 国籍、所属、学歴、居住地、年齢などは不問です。

※「若手研究者」に該当するか否かについては、申請者の経歴等を勘案して総合的に判断します。

ニ. 本申請の研究内容が、応募者の所属する団体・組織等から資金を受けている場合は対象外となります。

ホ. 同一年の奨励賞に同一人物・グループが複数応募することは出来ません。

ヘ. 本奨励賞を過去に受賞した者も再度申請することができます。ただし審査は別途に行い、より厳しい審査で可否を決定します。

(2) 奨励金額

総額 120 万円 申請1件につき30万円を上限とします。

※但し、過去の受賞者の上限は20万円とします。

(3) 奨励金の使途

特に指定はありません。

※但し、応募者が所属する団体・組織等の間接経費や一般管理費等は奨励賞の対象になりません。

(4) 奨励期間

2020年4月末日（論文提出時まで）とします。

(5) 追加書類の提出と選考協力

所定の申込書に加え、これまでの研究業績がわかる書類等（研究業績の一覧表やコピー等）がありましたら、選考の参考といたしますので申込書と一緒にご提出ください。ただし、著作物等の添付については、抄録を3点まで、そのうち1点のみ全文を提出できるものとします。

また、申込書の提出後に、事務局から更に詳しい書類等の提出をお願いすること等があります。

(6) 奨励決定後の義務・条件

イ. 研究の経過・完了報告については、一般公開についての同意をお願いします。

ロ. 奨励賞授賞式を2019年7月上旬に予定しています（東京都内にて開催予定）。授賞式には

受賞者ご本人に出席頂きます（交通費一部補助/規定に基づく）。

- ハ. 申請内容に変更が生じた場合（調査地の治安状況の変化で入国ができない事情が生じた等）、遅滞なくすみやかに事務局に報告してください。また、申請内容変更書を提出の上、変更許可を受けなくてはならないこととします。
- ニ. 中間報告会を2020年2月下旬に開催予定です。中間報告書を1-2ページで提出頂きます。
- ホ. 成果報告として、**研究テーマに基づいた論文（20,000字）**を日本語で作成して提出頂きます（**提出期限2020年4月末日**）。また、本フォーラム査読を経て再考/再提出をお願いすることがあります。成果論文は『難民研究ジャーナル』執筆要項に沿って作成してください。
- ヘ. 特に優秀な成果論文については、難民研究フォーラムの機関誌『難民研究ジャーナル』への全文あるいは抄録掲載を依頼します。ただし、本ジャーナルへの掲載を強制するものではありませんので、成果論文を他の媒体で発表したい場合は、事前に事務局にご相談ください。
- ト. 他の論文・報告等に本奨励賞の研究を活用される場合には、本奨励賞を受けた旨を掲載、提示してください。
- チ. 奨励金は奨励賞受賞式の翌月までに全額振り込まれます。ただし、上記論文の提出がない場合には返納を求めます。

4. 応募方法・応募期間

下記の難民研究フォーラムホームページから「申請書」をダウンロードの上、必要書類とともに、**メールまたは郵送にて**、下記応募先まで提出ください。

2019年1月15日（火）～2019年3月31日（日）（当日消印有効）

5. 選考方法・結果通知等

(1) 選考方法

選考は、難民研究フォーラム事務局が選定する本フォーラム委嘱の委員からなる選考委員会において慎重に審議した上、2019年5月に開催を予定している若手研究者奨励事業審議会を経て、正式に決定いたします。奨励賞申込の内容によっては、適宜専門委員を委嘱することがあります。

(2) 結果通知等

- イ. 受賞者への決定通知は6月中に予定しております。
- ロ. 結果は決定後直ちに書面にて通知します。なお、奨励賞決定者の一覧（氏名、研究テーマ）および授賞式の写真は本フォーラムウェブサイト上に掲載します。
- ハ. 採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますのでご了承下さい。

6. 個人情報取扱いについて

- (1) 個人情報は原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用します。
- (2) 法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

7. 主催・共催

主催：真如育英会・真如苑　共催：難民研究フォーラム

8. 応募・お問い合わせ先（選考責任、申込書提出先）

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-2 TASビル4階 難民支援協会気付

難民研究フォーラム 若手難民研究者奨励事業係

info@refugeestudies.jp（お問い合わせはメールにてお願いします）

Website: <http://www.refugeestudies.jp/>



以上